

一般廃棄物処理業許可証

住 所 西尾市下矢田町薄畑36番地1
氏名又は名称 株式会社エヌジェイエス
(法人にあっては代表取締役 石山勝範
は代表者氏名)

令和2年8月7日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、次の条件を付して許可する。

令和2年9月10日

西尾市長 中 村



1. 許可内容

- (1) 業 種 一般廃棄物処分(刈草・剪定枝・木くずの中間処理)
- (2) 有効期間 令和2年9月19日から令和4年9月18日まで
- (3) 区 域 西尾市内

2. 条 件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに西尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に違反しないこと。
- (2) 区域の制限又は条件に違反しないこと。
- (3) 処理施設からの悪臭、騒音、汚水又は振動等によって周辺住民の生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (4) 中間処理に伴い発生する残渣等は適正な方法で処分すること。
- (5) その他、西尾市一般廃棄物処理業(処分)遵守事項及び許可条件に違反した場合又は市に迷惑をかけるような事態が生ずる場合は許可の取り消し処分の対象とする。